

鳥取県告示第627号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県民健康栄養調査

2 調査の目的

自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するため、関連深い食生活、運動、アルコール、歯科保健等の生活スタイルや健康状態を把握し、県民により身近なデータを活用した普及啓発・施策の展開や生活習慣病にならない生活スタイルへの見直しを進めるための基礎資料とするとともに、平成20年4月に策定した「健康づくり文化創造プラン」及び「食のみやことっとり～食育プラン～」の評価に活用する。

3 調査対象の範囲

平成17年国勢調査の調査区をもとに無作為に抽出した9地区及び平成22年国民健康・栄養調査の調査対象として指定された1地区内の約380世帯及び世帯員約1,000人を対象とする。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 栄養摂取状況調査（世帯の状況及び食事状況並びに食物摂取状況）

イ 身体状況調査（身長及び体重、腹囲、血圧、服薬状況並びに運動）

ウ 健康づくり意識調査（1日の運動量（歩行数）、食生活、生活活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び糖尿病）

(2) その基準となる期日

ア 栄養摂取状況調査 平成22年11月中の任意の1日

イ 身体状況調査 平成22年11月中で計測及び問診が行われる時点

ウ 健康づくり意識調査 平成22年11月1日から同月30日までの間の調査票記入日現在

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 栄養摂取状況調査 調査員が世帯を訪問して報告者に面接の上、記入方法を指導して作成する。

(2) 身体状況調査 報告者を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施する。

(3) 健康づくり意識調査 栄養摂取状況調査票と併せて配布し、報告者が記入する。

7 報告を求める期間

平成22年11月1日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

この調査の結果については、平成22年県民健康栄養調査報告書を作成し、公表する。